

令和 3 年度

# 石川県卸売市場の概要

令和 4 年 3 月

石川県農林水産部

# 目 次

I	卸売市場の概要 .....	1
II	中央卸売市場の概要 .....	7
III	地方卸売市場の概要 .....	10
IV	地区卸売市場の概要 .....	15
V	参考資料	

## I 卸売市場の概要

県内の卸売市場数は、中央卸売市場 1、地方卸売市場 11、地区卸売市場 7、計 19 市場である。(令和 3 年 3 月 31 日現在)

### 1 種類別市場数 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場を種類別に見ると、水産(産地)市場が最も多くなっている。

種類	区分 中央卸売市場	地方卸売市場			地区卸売市場	合計
		公設	民営	計		
総合(青果・水産)	1	2		2		3
青果					1	1
水産(産地)			7	7	6	13
花き		1	1	2		2
計	1	3	8	11	7	19

### 2 年次別市場数 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場は、南加賀公設地方卸売市場(昭和 58 年 10 月)や七尾市公設地方卸売市場(昭和 60 年 10 月)、金沢市公設花き地方卸売市場(昭和 62 年 11 月)の新設に伴う統廃合のほか、旧すずし漁業協同組合地方卸売市場と近隣 3 地区市場の統廃合(平成 14 年 6 月)、株式会社丸北青果地方卸売市場の廃止(令和元年 12 月)などにより、現在 19 市場となっている。

区分	青果・水産	青果	水産	花き	合計
昭和 50 年	2	9	28	4	43
昭和 53 年	2	9	30	4	45
昭和 59 年	2	6	29	4	41
昭和 61 年	3	2	17	4	26
昭和 63 年	3	2	16	2	23
平成 15 年	3	2	13	2	20
令和 3 年	3	1	13	2	19

### 3 組織形態別市場数 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

県内の卸売市場を組織形態別に見ると、水産物産地市場の開設者である漁業協同組合の割合が高い(68%)。

市場区分		組織形態別	地方公共団体 (事務組合含む)	漁業協同組合	株式会社	その他	合計
中央	総合(青果・水産)		1				1
地方	総合(青果・水産)		2				2
	青果						
	水産(産地)			7			7
	花き		1		1		2
	計		3	7	1		11
地区	青果					1	1
	水産(産地)			6			6
	計			6		1	7
合計			4	13	1	1	19

4 市町別市場数（令和3年3月31日現在）

区 分	市場数	加賀市	小松市	白山市	金沢市	七尾市	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町
中央卸売市場	1				1						
地方卸売市場	11	1	1		3	1	1	1	1		2
地区卸売市場	7	1		1	1	1	1			1	1
合 計	19	2	1	1	5	2	2	1	1	1	3

5 市場関係者数（令和3年3月31日現在）

市場区分		関係者	市 場 数	開 設 者 数	卸売業者数	仲卸業者数
中央	総合（青果・水産）		1	1	3	32
	総合（青果・水産）		2	2	5	11
地方	青 果		0	0	0	0
	水 産（産地）		7	1	1	6
	花 き		2	2	2	3
	計		11	5	8	20
	青 果		1	1	1	1
地区	水 産（産地）		6	1	1	0
	計		7	2	2	1
	合 計		19	8	13	53

6 石川県における卸売市場の取扱実績の推移（令和3年3月31日現在）

(1) 取扱量の推移（単位：青果・水産；トン，花き；千本）

区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場				
	青果	水産(消費)	合計	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計
5年度	105,378	103,953	209,331	52,148	18,243	91,302	84,951	161,693
6年度	104,542	101,479	206,021	49,210	26,211	72,113	84,547	147,534
7年度	107,027	102,154	209,181	47,534	22,381	62,068	85,162	131,983
8年度	100,945	101,262	202,207	45,090	18,208	72,553	83,962	135,851
9年度	104,982	97,177	202,159	44,677	19,312	68,288	84,173	132,277
10年度	99,579	93,810	193,389	40,830	16,603	56,098	81,199	113,531
11年度	101,388	100,816	202,204	44,450	20,329	67,847	83,055	132,626
12年度	102,648	101,610	204,258	42,511	18,924	59,577	80,907	121,012
13年度	103,315	97,946	201,261	41,349	13,462	51,798	76,430	106,609
14年度	99,358	88,324	187,682	39,514	14,912	45,887	74,117	100,313
15年度	96,610	84,986	181,596	38,701	12,974	43,945	71,872	95,620
16年度	94,525	78,388	172,913	36,910	15,678	41,397	69,455	93,985
17年度	97,485	72,203	169,688	35,683	13,525	39,637	64,274	88,845
18年度	91,336	67,673	159,009	32,556	16,412	55,198	69,962	104,166
19年度	91,022	64,801	155,823	32,257	15,856	47,571	69,181	95,684
20年度	90,077	62,034	152,111	29,557	16,389	50,115	69,264	96,061
21年度	90,795	59,581	150,376	28,514	17,143	43,362	65,624	89,019
22年度	90,931	57,748	148,679	24,775	15,562	45,331	61,949	85,668
23年度	94,776	55,553	150,329	24,752	15,075	44,657	61,677	84,484
24年度	94,489	55,611	150,100	23,812	11,776	42,494	58,246	78,082
25年度	94,886	55,124	150,010	21,681	19,750	52,246	65,828	93,677
26年度	93,152	52,046	145,198	20,261	14,945	43,284	53,900	78,490
27年度	89,598	52,960	142,558	18,903	17,130	53,305	60,815	89,338
28年度	88,905	50,320	139,225	17,680	15,371	45,361	58,727	78,412
29年度	90,105	47,498	137,603	17,809	7,479	36,046	57,993	61,334
30年度	85,443	46,797	132,240	16,995	16,166	42,973	55,322	76,134
1年度	87,133	44,363	131,496	15,576	10,895	37,265	53,623	63,736
2年度	85,179	40,322	125,501	14,088	14,337	43,881	47,200	72,306

区分	金沢市中央卸売市場＋地方卸売市場					地方卸売市場の割合(%)
	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計	
5年度	157,526	122,196	91,302	84,951	371,024	43.6
6年度	153,752	127,690	72,113	84,547	353,555	41.7
7年度	154,561	124,535	62,068	85,162	341,164	38.7
8年度	146,035	119,470	72,553	83,962	338,058	40.2
9年度	149,659	116,489	68,288	84,173	334,436	39.6
10年度	140,409	110,413	56,098	81,199	306,920	37.0
11年度	145,838	121,145	67,847	83,055	334,830	39.6
12年度	145,159	120,534	59,577	80,907	325,270	37.2
13年度	144,664	111,408	51,798	76,430	307,870	34.6
14年度	138,872	103,236	45,887	74,117	287,995	34.8
15年度	135,311	97,960	43,945	71,872	277,216	34.5
16年度	131,435	94,066	41,397	69,455	266,898	35.2
17年度	133,168	85,728	39,637	64,274	258,533	34.4
18年度	123,892	84,085	55,198	69,962	263,175	39.6
19年度	123,279	80,657	47,571	69,181	251,507	38.0
20年度	119,634	78,423	50,115	69,264	248,172	38.7
21年度	119,309	76,724	43,362	65,624	239,395	37.2
22年度	115,706	73,310	45,331	61,949	234,347	36.6
23年度	119,528	70,628	44,657	61,677	234,813	36.0
24年度	118,301	67,387	42,494	58,246	228,182	34.2
25年度	116,567	74,874	52,246	65,828	243,687	38.4
26年度	113,413	66,991	43,284	53,900	223,688	35.1
27年度	108,501	70,090	53,305	60,815	231,896	38.5
28年度	106,585	65,691	45,361	58,727	217,637	36.0
29年度	107,914	54,977	36,046	57,993	198,937	30.8
30年度	102,438	62,963	42,973	55,322	208,374	36.5
1年度	102,709	55,258	37,265	53,623	195,232	32.6
2年度	99,267	54,659	43,881	47,200	197,807	36.6

(注) 地方卸売市場は令和2年度地方卸売市場実態調査で集計。合計は、花きを除く。

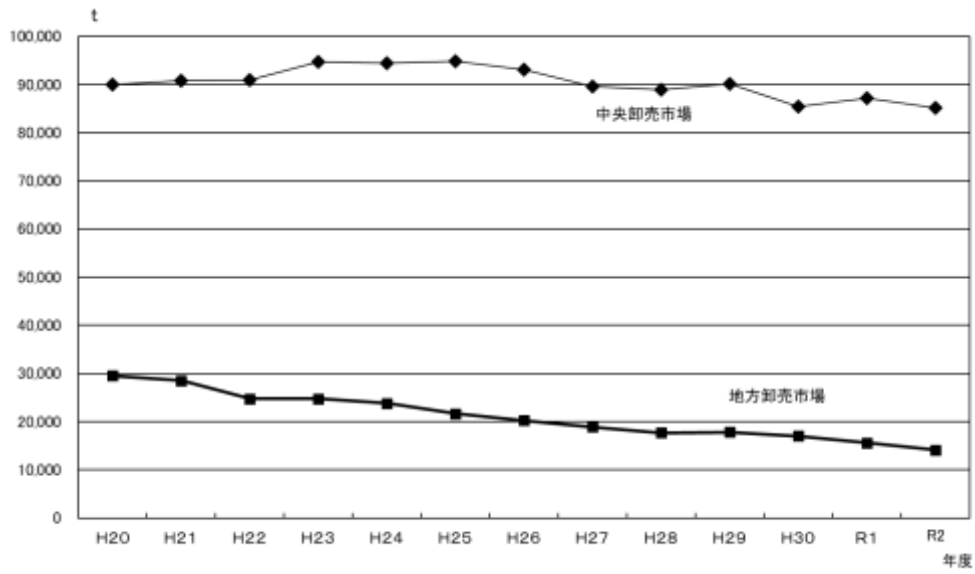
## (2) 取扱高の推移

(単位：百万円)

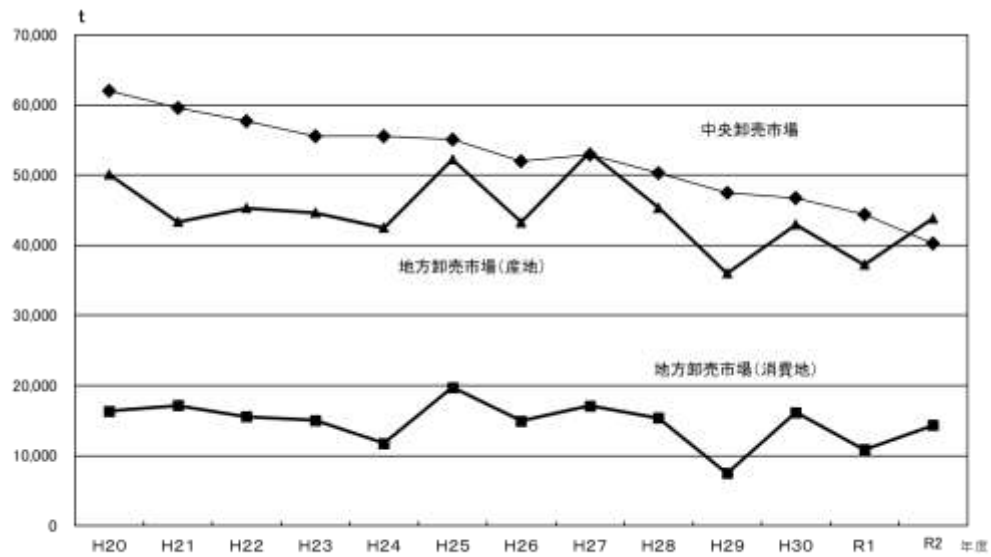
区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場				
	青果	水産(消費)	合 計	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合 計
5年度	29,265	91,796	121,061	13,733	11,837	19,814	6,776	52,160
6年度	28,534	88,070	116,604	12,913	11,457	20,757	6,788	51,915
7年度	27,666	87,136	114,802	11,936	11,308	20,740	6,783	50,767
8年度	26,846	88,659	115,505	11,385	10,894	20,520	6,587	49,386
9年度	27,196	87,421	114,617	11,038	10,957	19,595	6,571	48,161
10年度	28,672	83,558	112,230	11,154	10,539	19,163	6,729	47,585
11年度	25,606	81,431	107,037	10,423	10,548	19,436	6,019	46,426
12年度	24,608	77,645	102,253	9,791	9,762	16,909	5,460	41,922
13年度	23,260	72,807	96,067	8,969	8,624	15,576	5,234	38,403
14年度	24,398	69,505	93,903	8,583	7,912	16,423	5,248	38,166
15年度	23,555	64,456	88,011	8,151	7,449	15,331	4,987	35,918
16年度	23,800	60,891	84,691	8,300	7,438	15,585	5,170	36,493
17年度	22,433	57,699	80,132	7,462	6,765	14,992	4,565	33,784
18年度	22,626	56,748	79,374	7,343	7,548	21,895	4,612	41,398
19年度	22,185	54,403	76,588	7,278	7,095	17,438	4,581	36,392
20年度	21,786	51,694	73,480	6,622	7,341	18,756	4,074	36,793
21年度	21,285	47,070	68,355	6,310	7,029	16,697	4,032	34,068
22年度	23,145	45,808	68,953	6,092	6,469	16,853	3,367	32,781
23年度	22,915	46,308	69,223	5,672	6,655	16,587	3,854	32,768
24年度	22,058	44,862	66,920	5,290	5,802	15,544	3,726	30,362
25年度	23,976	47,556	71,532	5,094	6,040	16,543	3,717	31,394
26年度	24,293	49,890	74,183	4,869	5,927	16,111	3,524	30,431
27年度	25,569	52,346	77,915	4,848	5,927	17,945	3,193	31,913
28年度	26,284	52,020	78,304	4,919	5,494	18,330	3,138	31,881
29年度	25,651	51,382	77,033	4,746	4,863	16,103	2,980	28,692
30年度	24,724	52,044	76,768	4,590	4,969	15,310	2,916	27,785
1年度	23,450	48,624	72,074	4,082	4,486	16,493	2,741	27,802
2年度	23,796	42,372	66,168	3,925	4,189	16,803	2,608	27,525

区分	金沢市中央卸売市場＋地方卸売市場					地方卸売市場 の割合(%)
	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合 計	
5年度	42,998	103,633	19,814	6,776	173,221	30.1
6年度	41,447	99,527	20,757	6,788	168,519	30.8
7年度	39,602	98,444	20,740	6,783	165,569	30.7
8年度	38,231	99,553	20,520	6,587	164,891	30.0
9年度	38,234	98,378	19,595	6,571	162,778	29.6
10年度	39,826	94,097	19,163	6,729	159,815	29.8
11年度	36,029	91,979	19,436	6,019	153,463	30.3
12年度	34,399	87,407	16,909	5,460	144,175	29.1
13年度	32,229	81,431	15,576	5,234	134,470	28.6
14年度	32,981	77,417	16,423	5,248	132,069	28.9
15年度	31,706	71,905	15,331	4,987	123,929	29.0
16年度	32,100	68,329	15,585	5,170	121,184	30.1
17年度	29,895	64,464	14,992	4,565	113,916	29.7
18年度	29,969	64,296	21,895	4,612	120,772	34.3
19年度	29,463	61,498	17,438	4,581	112,980	32.2
20年度	28,408	59,035	18,756	4,074	110,273	33.4
21年度	27,595	54,099	16,697	4,032	102,423	33.3
22年度	29,237	52,277	16,853	3,367	101,734	32.2
23年度	28,587	52,963	16,587	3,854	101,991	32.1
24年度	27,348	50,664	15,544	3,726	97,282	31.2
25年度	29,070	53,596	16,543	3,717	102,926	30.5
26年度	29,162	55,817	16,111	3,524	104,614	29.1
27年度	30,417	58,273	17,945	3,193	109,828	29.1
28年度	31,203	57,514	18,330	3,138	110,185	28.9
29年度	30,397	56,245	16,103	2,980	105,725	27.1
30年度	29,314	57,013	15,310	2,916	104,553	26.6
1年度	27,532	53,110	16,493	2,741	99,876	27.8
2年度	27,721	46,561	16,803	2,608	93,693	29.4

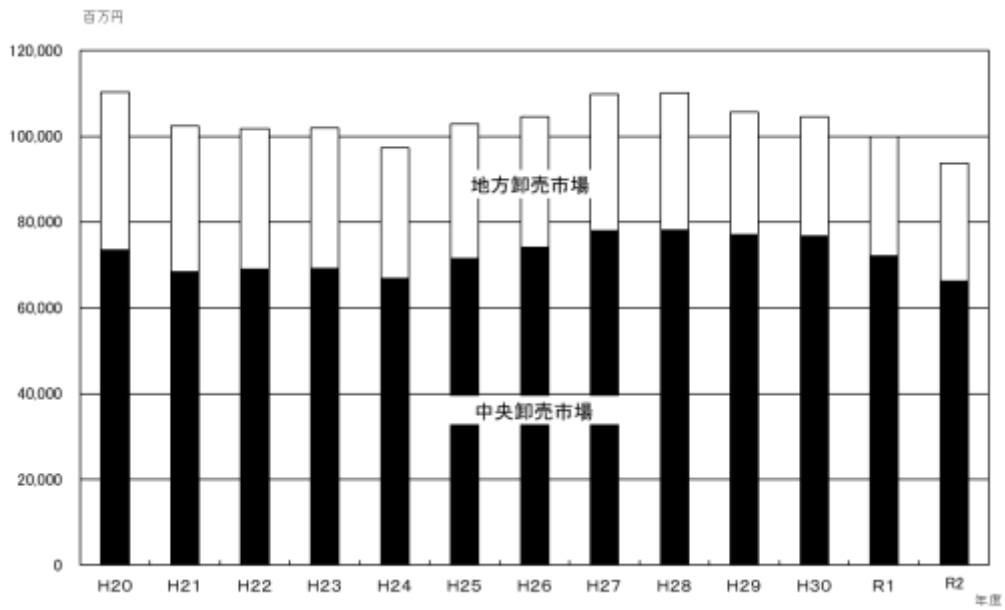
(注) 地方卸売市場は令和2年度地方卸売市場実態調査で集計。



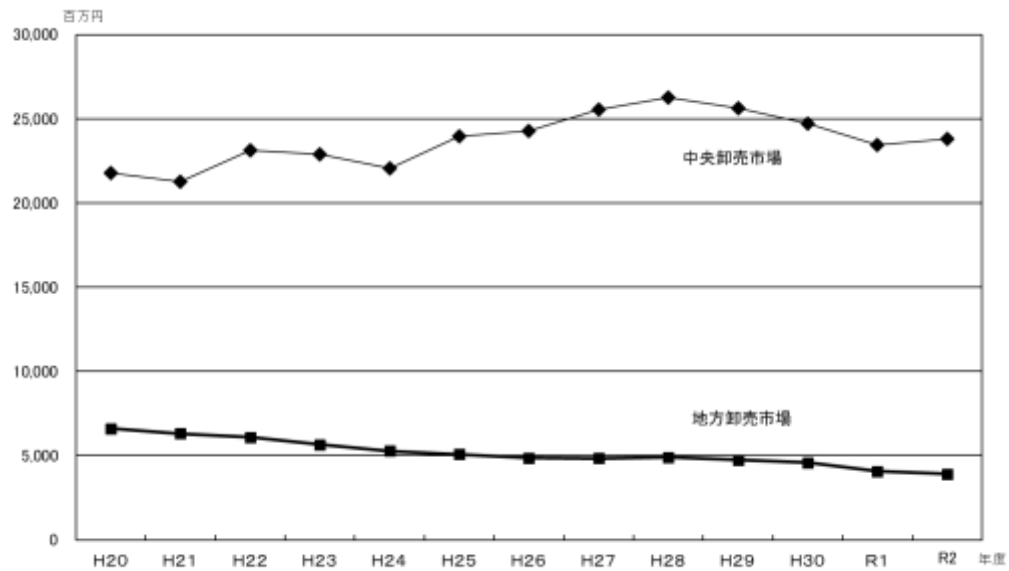
県内の卸売市場における青果物の取扱量



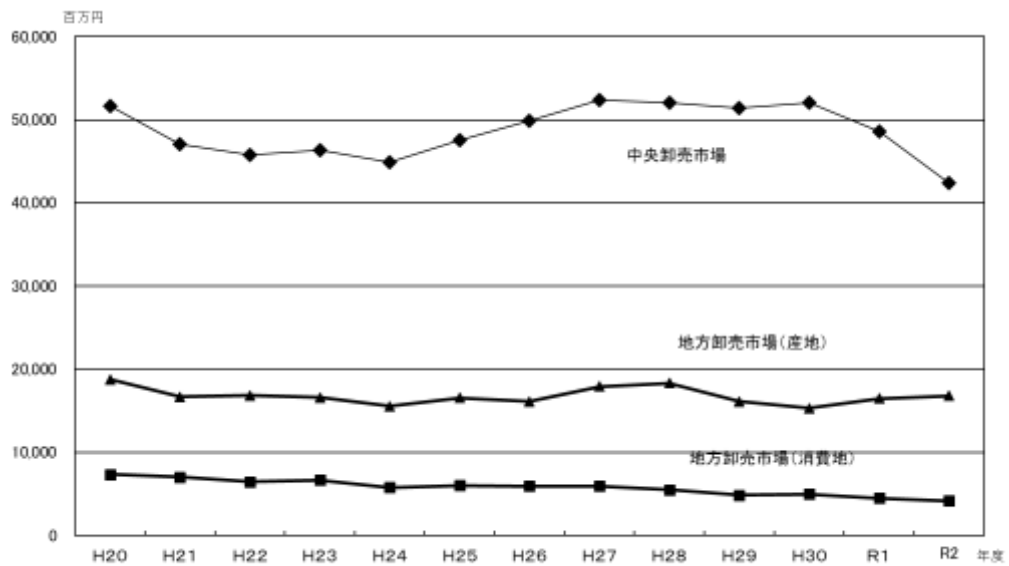
県内の卸売市場における水産物の取扱量



県内の卸売市場の取扱高の推移



県内の卸売市場における青果物の取扱高



県内の卸売市場における水産物の取扱高



## II 中央卸売市場の概要

### 1 市場の概要（令和3年4月1日現在）

- (1) 名 称 金沢市中央卸売市場
- (2) 所在地 金沢市西念4丁目7番1号 電話 (076)220-2711
- (3) 開設許可年月日 昭和41年6月24日
- (4) 業務開始年月日 昭和41年7月18日
- (5) 開設者 金沢市
- (6) 取扱品目
  - ①青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長が定めるその他の食料品
  - ②水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長が定めるその他の食料品
- (7) 開設区域 金沢市

### 2 開場の状況（令和3年4月1日現在）

- (1) 開場日
  - 次の日を除き毎日開場する。
  - ①日曜日
  - ②「国民の祝日に関する法律」第3条に規定する休日
  - ③1月2日～1月4日
  - ④12月31日

但し、市長が特に必要と認めるときは休日に開場し、休日以外の日に開場しないことができる。

〔令和3年開市日数〕	
青果部	254日
水産物部	256日

- (2) 開場時間 0時00分～12時00分
- (3) 販売時間
  - ⑤青果部 3時00分～17時00分
  - ⑥水産物部 3時30分～15時00分
- (4) せり開始の時刻
  - ⑦青果部 6時00分
  - ⑧水産物部 3時30分

### 3 市場施設規模（令和3年4月1日現在）

(1) 市場内面積 86,116 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設の概要

施設の種類	規模	棟別規模
卸売場	16,043 m <sup>2</sup>	本館卸売場 7,688 m <sup>2</sup> 第2卸売場 4,848 m <sup>2</sup> 青果第3卸売場 2,757 m <sup>2</sup> 活魚卸売場 750 m <sup>2</sup>
仲卸売場	10,230	1F 8,030 m <sup>2</sup> 1店舗当たり 46~162 m <sup>2</sup> 2F 2,200 m <sup>2</sup> 1店舗当たり 24~142 m <sup>2</sup>
買荷保管所	1,753	
冷蔵庫	1,800	
青果専用低温貯蔵庫	860	
倉庫	252	青果加工食品倉庫
業者事務所等	5,642	本館卸売場 2F ほか 第2卸売場 2F ほか その他
関連事業者店舗等	5,247	関連商品売場 A棟・B棟・C棟 金融機関等
管理事務所	695	管理事務室 476 m <sup>2</sup> 会議室 170 m <sup>2</sup> 更衣室 9 m <sup>2</sup> 運営協会 40 m <sup>2</sup>
福利厚生施設	95	理髪店 30 m <sup>2</sup> 休養室 65 m <sup>2</sup>
見学者通路	1,063	第2卸売場中 2F 及び本館卸売場 2F との連絡通路
立体駐車場	10,732	433 台
平地駐車場	35,472	849 台
第3卸売場屋上駐車場	2,575	87 台
クリーンセンター	1,041	
青果配送センター	515	
その他施設	132	ポンプ室、入場管理棟、プロパン庫、便所
水産衛生センター (金沢市才田町戊 370-5)	2,328	地階 124 m <sup>2</sup> 1階 2,012 m <sup>2</sup> 2階 192 m <sup>2</sup>

#### 4 市場の機構（令和3年7月1日現在）

##### (1) 機構

開設者	金沢市	
業者内容	卸売業者	青果部 1社 水産物部 2社
	仲卸業者	青果部 14社 水産物部 18社
	売買参加者	青果部 162人 水産物部 117人
	関連事業者	第1種関連事業者（食料品卸売業・冷蔵庫業等） 33店舗 乾物2、鶏卵1、食肉1、豆腐1、菓子2、種苗1、冷蔵1、運搬2、食品加工13、冷凍食品1、食品一般7、飲料1 第2種関連事業者（金融業・日用品雑貨販売業・その他） 14店舗 食堂8、喫茶2、清掃1、金融機関2、仕出し1
47		

##### (2) 卸売業者の概要

	卸売業者 (代表者名)	払込済 資本金	従業員数			電 話	業務開始 年月日
			計	役員	職員		
青果部	丸果石川中央青果株式会社 代表取締役会長 大西 信哉	千円 130,000	人 99	人 8	人 91	(076) 264-7158	S41. 7. 18
	水産物部	石川中央魚市株式会社 代表取締役社長執行役員 辰村 剛	154,000	73	7	66	(076) 223-1364
	ウロコ水産株式会社 代表取締役社長 川邊 俊彦	96,000	55	5	50	(076) 233-1925	S54. 5. 11

##### (3) 買受人の概要

区分	員数	団 体 名	代 表 者 名	電話番号	
青果部	仲卸業者	14社	金沢中央市場青果卸売協同組合	理事長 片山 茂	261-6366
	売買参加者 (162人)	93人	金沢市青果食品商業協同組合	〃 牧 友喜雄	221-0651
		64人	加能地区青果協同組合	〃 金子 達郎	265-6674
		4人	石動地区青果組合	組合長 加納 正敏	(0766) 67-0129
		1人	市外 一般売買参加者		
水産物部	仲卸業者	18社	金沢中央水産物卸協同組合	理事長 塩川 英広	261-6368
	売買参加者 (117人)	65人	金沢魚商業協同組合	〃 平村 敏一	263-2204
		12人	金沢中央市場発送仲卸協同組合	〃 中谷 徹也	265-6035
		13人	加越能水産商業協同組合	〃 白崎 正志	231-5310
		11人	市内 一般売買参加者		
		15人	市外 一般売買参加者		
1人	その他(2番せりのみ)				

### III 地方卸売市場の概要

#### 1 市場数の状況（令和3年3月31日現在）

##### (1) 開設者の組織形態別市場数

区分	公設	準公設	民営							合計
	地方公共 団体	第3 セクター	事業協同 組合	農業協同 組合	漁業協同 組合	株式会社	その他 会社	任意組合	個人	
総合(青果・水産)	2									2
青果										
水産物(消費地)										
水産物(産地)					7					7
花き	1					1				2
合計	3				7	1				11

##### (2) 用地面積の規模別市場数

区分	1,500㎡未満	1,500㎡以上～ 2,000㎡未満	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	3,000㎡以上～ 3,500㎡未満	3,500㎡以上～ 4,000㎡未満	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	合計
総合(青果・水産)							
青果							
水産物(消費地)							
水産物(産地)		1		1			2
花き							
合計		1		1			2

区分	5,000㎡以上～ 10,000㎡未満	10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	20,000㎡以上 ～ 30,000㎡未満	30,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	40,000㎡以上	合計
総合(青果・水産)			1		1	2
青果						
水産物(消費地)						
水産物(産地)	2	1				7
花き	2					2
合計	4	1	1		1	11

##### (3) 卸売場の規模別市場数

区分	500㎡以上～ 700㎡未満	700㎡以上～ 1,000㎡未満	1,000㎡以上～ 1,200㎡未満	1,200㎡以上～ 1,500㎡未満	1,500㎡以上～ 1,700㎡未満	1,700㎡以上～ 2,000㎡未満
総合(青果・水産)						
青果						
水産物(消費地)						
水産物(産地)				2	1	
花き				1		
合計				3	1	

区分	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	3,000㎡以上～ 5,000㎡未満	5,000㎡以上～ 7,000㎡未満	7,000㎡以上～ 10,000㎡未満	10,000㎡以上	合計
総合(青果・水産)	1		1			2
青果						
水産物(消費地)						
水産物(産地)	3	1				7
花き	1					2
合計	5	1	1			11

(4) 取扱金額の規模別市場数

区分	5億円未満	5億以上～ 10億円未満	10億以上～ 15億円未満	15億以上～ 20億円未満	20億以上～ 50億円未満	50億以上～ 100億円未満	100億以上	合計
総合(青果・水産)					2			2
青果								
水産物(消費地)								
水産物(産地)		1	1	3	1	1		7
花き			2					2
合計		1	3	3	3	1		11

2 卸売業者数の状況(令和3年3月31日現在)

(1) 組織形態別卸売業者数

区分	農業協同 組合	漁業協同 組合	株式会社	その他 会社	任意組合	個人	合計
青果			2				2
水産物(消費地)			3				3
水産物(産地)		7					7
花き			2				2
合計		7	7				14

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

(2) 資本金の規模別卸売業者数

区分	1,001万円以上～ 1,500万円以下	1,501万円以上～ 2,000万円以下	2,001万円以上～ 3,000万円以下	3,001万円以上～ 5,000万円以下	5,001万円以上～ 10,000万円以下
青果				2	
水産物(消費地)			2		1
水産物(産地)					
花き				1	1
合計			2	3	2

区分	10,001万円以上 ～ 50,000万円以下	50,001万円以上	個人経営	地方公共団体	合計
青果					2
水産物(消費地)					3
水産物(産地)		7			7
花き					2
合計		7			14

(3) 取扱金額等の規模別卸売業者数

取扱金額

区分	5億円未満	5億以上～ 10億円未満	10億以上～ 15億円未満	15億以上～ 20億円未満	20億以上～ 50億円未満	50億以上～ 100億円未満	100億円以上	合計
青果			1		1			2
水産物(消費地)		1	1		1			3
水産物(産地)		1	1	3	1	1		7
花き			2					2
合計		2	5	3	3	1		14

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

### 3 買受人の状況（令和3年3月31日現在）

業者区分	人数
仲卸業者	20社
小売業者	1,106人
仲買業者	81人
加工業者	25人
他市場の卸売業者	8人

4 品目別入荷形態の状況（令和3年3月31日現在）

(1) 青果（単位：百万円）

区 分		委託	買付	小計
個人生産者	野菜	222		222
	果実	12		12
	計	234		234
商人又は商社	野菜	139	328	467
	果実	392	381	773
	計	531	709	1,240
任意組合	野菜	4	3	7
	果実			
	計	4	3	7
協同組合 及び連合会	野菜	496	9	505
	果実	308	4	312
	計	804	13	817
中央卸売市場 からの転送	野菜	78	77	155
	果実	10	70	80
	計	88	147	235
中央卸売市場以外の市 場からの転送	野菜	301	543	844
	果実	5	325	330
	計	306	868	1,174
その他	野菜		192	192
	果実		26	26
	計		218	218
計	野菜	1,240	1,152	2,392
	果実	727	806	1,533
	計	1,967	1,958	3,925

(2) 水産物（消費地市場）（単位：百万円）

区 分		委託	買付	小計
個人生産者	生鮮	1,181		1,181
	冷凍			
	加工			
	計	1,181		1,181
商人又は商社	生鮮	402	1,227	1,629
	冷凍		275	275
	加工	34	309	343
	計	436	1,811	2,247
任意組合	生鮮	107		107
	冷凍			
	加工			
	計	107		107
協同組合 及び連合会	生鮮	297	22	319
	冷凍			
	加工			
	計	297	22	319
中央卸売市場 からの転送	生鮮			
	冷凍			
	加工			
	計			
中央卸売市場以外の市 場からの転送	生鮮		120	120
	冷凍		137	137
	加工		59	59
	計		316	316
その他	生鮮		19	19
	冷凍			
	加工			
	計		19	19
計	生鮮	1,987	1,388	3,375
	冷凍		412	412
	加工	34	368	402
	計	2,021	2,168	4,189

(3) 花き (単位：百万円)

区分		委託	買付	小計
個人生産者	切花	552	50	602
	鉢物	311		311
	花木	33		33
	計	896	50	946
商人又は商社	切花	397	31	428
	鉢物			
	花木		1	1
	計	397	32	429
任意組合	切花	29		29
	鉢物	38		38
	花木	11		11
	計	78		78
協同組合 及び連合会	切花	811	102	913
	鉢物	83	7	90
	花木	26		26
	計	920	109	1,029
中央卸売市場 からの転送	切花	44	45	89
	鉢物		27	27
	花木			
	計	44	72	116
中央卸売市場以外の 市場からの転送	切花		4	4
	鉢物		2	2
	花木			
	計		6	6
その他	切花		3	3
	鉢物		1	1
	花木			
	計		4	4
計	切花	1,833	235	2,068
	鉢物	432	37	469
	花木	70	1	71
	計	2,335	273	2,608

5 販売方法の形態 (令和3年3月31日現在) (単位：数量 トン・千本、金額 百万円)

区分	せり・入札		相対		その他		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
青果	野菜	4,004	908	5,747	1,484		9,751	2,392
	果実	1,233	474	3,104	1,059		4,337	1,533
	計	5,237	1,382	8,851	2,543		14,088	3,925
水産物	生鮮	12,358	1,955	1,277	1,420		13,635	3,375
	冷凍			355	412		355	412
	加工			347	402		347	402
	計	12,358	1,955	1,979	2,234		14,337	4,189
花き	19,368	879	27,832	1,729		47,200	2,608	
その他	93	59	148	77		241	136	
計	17,688	4,275	10,978	6,583		28,666	10,858	

(注1) 水産物産地市場を除く (注2) 数量の縦計は、花きを除く

6 水産物産地市場の取扱高 (令和3年3月31日現在) (単位：百万円)

区分	合計
生鮮	15,288
冷凍	1,515
塩干	
ねり	
その他	
計	16,803

(注) 水産物消費地市場を除く



#### IV 地区卸売市場の概要

##### 1 地区卸売市場の状況（令和3年3月31日現在）

区分	市場数	卸売業者数	令和2年度取扱高（百万円）						
			野菜	果実	水産物（消費地）	水産物（産地）	花き	その他	合計
総合（青果・水産）									
青果	1	1	10	1					11
水産物（消費地）									
水産物（産地）	6	1				193			193
花き									
合計	7	2	10	1		193			204

##### 2 開設組織形態別市場数（令和3年3月31日現在）

区分	地方公共団体	事業協同組合	農業協同組合	漁業協同組合	株式会社	その他会社	任意組合	個人	合計
総合（青果・水産）									
青果							1		1
水産物（消費地）									
水産物（産地）				6					6
花き									
合計				6			1		7

##### 3 組織形態別卸売業者数（令和3年3月31日現在）

区分	地方公共団体	事業協同組合	農業協同組合	漁業協同組合	株式会社	その他会社	任意組合	個人	合計
青果							1		1
水産物（消費地）									
水産物（産地）				6					6
花き									
合計				6			1		7

##### 4 取扱金額の規模別卸売業者数（令和3年3月31日現在）

区分	取扱実績無	5千万円未満	5千万円以上～1億円未満	1億円以上～2億円未満	2億円以上～3億円未満	3億円以上～5億円未満	5億円以上～7億円未満
青果		1					
水産物（消費地）							
水産物（産地）	3	1	1	1			
花き							
合計	3	2	1	1			

区分	7億円以上～10億円未満	10億円以上～15億円未満	15億円以上～20億円未満	20億円以上～50億円未満	50億円以上	無	合計
青果							1
水産物（消費地）							
水産物（産地）							6
花き							
合計							7

（注）水産物（産地）については市場ごとに計上

## V 参考資料

### 目次

1 卸売市場制度の概要	1
2 石川県地方卸売市場事務取扱要領	3
3 卸売市場関係各種手続一覧	31
4 地方卸売市場における流通経路	33
5 県内卸売市場一覧表	34
6 県内卸売市場位置図	35

## 1 卸売市場制度の概要

### (1) 卸売市場制度の変遷

卸売市場制度については、拠点的な卸売市場としての中央卸売市場のみを対象とした中央卸売市場法が大正 12 年に制定され、その整備、規制が行われてきたが、生鮮食料品の大量全国流通への移行等をめぐる諸条件の変化に対応するため、昭和 46 年に地方卸売市場も含めた卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）が制定された。

また、卸売市場法の制定と同時に中央卸売市場法は廃止された。

こうしたなか、最近における卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、平成 16 年 6 月 9 日に生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じる卸売市場法の改正が行われた。

本県では、昭和 46 年の法制定に併せて地方卸売市場に対する条例を制定し、卸売市場の開設及び卸売業者の営業の許可を行ってきた。

さらに、卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の整備を計画的に促進するとともに、市場の適正な配置と施設の近代化を図り、全体的に集荷経費等の流通コストの軽減等を進めてきた。

### (2) 卸売市場法の改正

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んできた。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要となった。

このため、卸売市場の決済機能は維持しつつ、多様な流通に柔軟に対応できるよう、行政の関与を必要最小限にとどめ、取引などの規制を緩和し市場を活性化させることを目的に、平成 30 年 6 月 22 日に改正卸売市場法が公布され、令和 2 年 6 月 21 日に施行された。

### (3) 法制度の対象となる範囲

卸売市場法による卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、駐車場、その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続的に開場するものであり、公開的かつ統一的な運営原則のもとに、多数の出荷者から委託を受け、又は買い付けて販売する少数の卸売業者と多数の買い手による取引の場をいう。

(4) 卸売市場の種類・要件

区分	要件	開設者の許可等
中央卸売市場	法人であって、卸売場、仲卸売場及び倉庫の面積の合計が一定規模（省令規模：青果1万㎡、水産1万㎡、食肉1,500㎡、花き1,500㎡）以上のものについて、農林水産大臣の認定を受けて開設されるもの	① 開設者：法人（農林水産大臣認定） ② 卸売業者：株式会社等 ③ 仲卸業者：株式会社、個人等
地方卸売市場	法人であって、都道府県知事の認定を受けて開設されるもの	① 開設者：法人（知事認定） ② 卸売業者：株式会社等 ③ 仲卸業者：株式会社等
地区卸売市場	法律で定めなし	

## 2 石川県地方卸売市場事務取扱要領（令和元年12月21日施行，令和3年4月1日改正）

### 第1 趣旨

この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号、以下「法」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号、以下「省令」という。）に基づく石川県における地方卸売市場に関し、必要な事務手続き等を定めるものとする。

### 第2 申請・届出・報告が必要な事項

法及び省令に基づき、開設者が知事に行う申請等は次のとおりとする。

事項	内容	提出期限
1 地方卸売市場の認定申請 (法第13条第2項)	地方卸売市場について知事の認定を受けようとする場合	事前
2 認定事項又は業務規程の変更認定申請 (法第14条(第6条第1項の読替))	次の事項についての変更の認定を受けようとする場合 1 認定申請書の次を変更する場合 ・開設者を変更する場合 ・卸売市場の位置を変更する場合 ・施設の名称変更又は施設の面積が10%超増減する場合 ・取扱品目を変更する場合（追加、変更、削除等） ・開設者の組織の人員が10%以上減少する場合 ・卸売業者を変更する場合 ・取扱品目において卸売業者が存在しなくなる場合 2 業務規程の次を変更する場合 ・卸売市場法第13条第5項第3号イ、ロ、ハの事項を変更する場合 イ 差別的取扱の禁止 ロ 卸売の数量・価格等の公表 ハ 取引参加者への指導等 ・卸売市場法第13条第5項第4号イ、ロの事項を変更する場合 イ 売買取引の方法の公表 ロ 支払期日、支払方法等の公表 ・遵守事項を変更する場合	事前
3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出 (法第14条(第6条第2項の読替))	省令第26条で規定する次の変更を行った場合 ・開設者の名称、住所、代表者の氏名を変更する場合 ・卸売市場の名称を変更する場合 注) 省令第26条第3号から第9号の軽微な変更を行った者は、「6 毎年の運営状況報告」に変更事項を記載することで足りる。	変更後 7日以内
4 業務の全部又は一	業務の休止又は卸売市場を廃止する場合	休止又

部の休止及び廃止の届出 (法第14条(第7条の読替))		は 廃 止 の 30 日 前
5 中央卸売市場の認定を受けようとする届出 (法第14条(第8条第2項の読替))	法第4条の規定に基づき、農林水産大臣あてに中央卸売市場の認定申請を行った場合	農 林 水 産 大 臣 へ の 認 定 申 請 後 速 や かに
6 運営状況報告 (法第14条(第12条第1項の読替))	毎年度経過後に提出が必要 注) 当該地方卸売市場の卸売業者の最新の事業報告書を添付しなければならない	毎 年 度 経 過 後 4 ヶ 月 以 内

### 第3 提出書類

#### 1 地方卸売市場の認定申請

法第13条第2項の認定を受けようとする者は、認定申請書に業務規程及び省令第17条第3項で定められた添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定申請書	別記様式第1号
業務規程	法及び政省令で規定する業務規程で定めなければならない事項が記載されていること
業務規程の添付書類	①業務規程の策定に関する意思の決定を証する次の書面 ・議事録又は社内決裁書 など ②業務規程で細則に委ねた場合、その細則(省令で規定するものに限る※) ※法第13条第5項第3号(イ差別的取扱禁止、ロ卸売の数量・価格等の公表、ハ取引参加者への指導等)及び法第13条第5項第4号(イ売買取引の方法の公表、ロ支払期日等の公表)及び遵守事項の内容
省令第17条第3項で定められた添付書類	
1 開設者に関する書類	地方公共団体は「二」のみ
イ 定款	
ロ 登記事項証明書	
ハ 役員名簿及び役員の履歴書	任意様式
ニ 直近年度の運営状況報告書	・別記様式第7号 ・事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度事業計画書
ホ 誓約書	任意様式(「卸売市場法第14条において準用する卸売市場法第5条第2号から4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する」旨が記載されていること)
2 卸売市場の施設の配置図	
3 卸売業者に関する書類	法人の場合「イ、ロ、ハ、ホ」、個人の場合「二、ホ」

イ 定款	
ロ 登記事項証明書	
ハ 役員名簿	任意様式
ニ 戸籍抄本	
ホ 直近年度の事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式第2号</li> <li>・事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の事業計画書</li> </ul>
4 取引方法等の公表を証する書類	法第13条第5項第4号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など</li> </ul>
5 「その他の取引ルール」を定めた場合の書類	法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項（以下「その他のルール」）が定められている場合にあつては、次に掲げる書類 ① 取引参加者の意見を聴いたことを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録など（聴取の日時、対象、方法及び取引参加者の意見を記載したもの）</li> </ul> ② 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など</li> </ul> （その他の取引ルール：商物一致の原則、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、自己買受の禁止、受託拒否の禁止 など）

### 2 認定事項又は業務規程の変更認定申請

法第14条（法第6条第1項の読替規定）の変更認定を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定事項の変更に係る認定申請書	別記様式第3号
添付書類	変更後の別記様式第1号

### 3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出

法第14条（法第6条第2項の読替規定）で委任された省令第26条第1項又は2項の軽微な変更を行った者は、別記様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定事項の軽微な変更に係る届出書	別記様式第4号
添付書類	変更後の別記様式第1号

ただし、省令第26条第3号から第9号の軽微な変更（下記①②参照）については、開設者が知事に提出する運営状況報告書に変更事項を記載するものとする。この場合において、当該変更が業務規程又は省令第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
運営状況報告書	別記様式第7号
	<u>①認定申請書(別記様式第1号)の軽微な変更</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の全体面積が10%以内の増減</li> <li>・取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項</li> <li>・卸売市場の業務の運営体制に関する事項</li> <li>・卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項</li> <li>・卸売業者に関する事項(名称、代表者名、取扱品目の変更)</li> <li>・卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項</li> </ul>
	<u>②業務規程の軽微な変更</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 認定事項又は業務規程の変更認定申請」において申請が必要な事項以外に変更した事項</li> </ul>

#### 4 業務の全部又は一部の休止及び廃止の届出

法第14条(法第7条の読替規定)の規定により、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、届出書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
業務の休止又は廃止に係る届出書	別記様式第5号
添付書類	掲示やインターネット等で、休止又は廃止の予定が公表されていることを証する次の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真など</li> </ul>

#### 5 中央卸売市場の認定を受けようとする届出(法第14条(法第8条第2項の読替規定))

法第4条第1項の中央卸売市場の認定を受けようとするときは、農林水産大臣への申請後速やかに届出書を知事に提出しなければならない

提出書類	様式・留意事項
中央卸売市場の認定申請に係る届出書	別記様式第6号

#### 6 運営状況報告

法第14条(法第12条第1項の読替規定)の規定により、知事に提出しなければならない。また、省令第26条第3項から第9項の軽微な変更を行った者は、「3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出(法第14条(法第6条第2項の読替規定))」のとおり、当報告書に変更事項を記載する。

提出書類	様式・留意事項
運営状況報告書	別記様式第7号
添付書類	卸売業者の最新の「事業報告書(別記様式第2号)※」(貸借対照表・損益計算書を添付したもの) ※事業年度経過後90日以内に開設者に提出されたもの



## 第4 申請等の手続方法

### 1 申請方法等

- ・申請方法：持参又は郵送による
- ・受付時間：土・日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日を除く9時00分から17時00分まで

### 2 申請・問い合わせ窓口一覧

申請等窓口	住所	電話番号
石川県農林水産部生産流通課	〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1621

## 第5 公表事項及びその留意点

法、省令で開設者及び卸売業者に課されている公表は、次のとおり行うものとする。

	公表事項	公表内容	留意事項
開設者	売買取引の結果等 (法第13条第5項第3号ロ、省令第18条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※	開設者が定める時まで
		日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※	開設者が定める時まで
	売買取引の方法 (法第13条第5項第4号イ)	品目ごとのせり売り、入札の方法、相対による取引の方法、その他の売買取引の方法	
	決済の方法 (法第13条第5項第4号ロ)	支払期日、支払方法その他の決済の方法	
	その他の取引ルール (法第13条第5項第6号ハ)	各市場で定めた遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由	商物分離、第三者販売、直荷引き、自己買受け、受託拒否の禁止等を定めた場合
卸売業者	売買取引の条件 (法第13条第5項第5号の表の四、省令第20条)	営業日・営業時間	
		取扱品目	
		生鮮食料品等の引渡の方法	委託者から卸売業者への引渡方法
		委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類・内容・額	
		販売代金の支払い期日・支払い方法	
	奨励金・販売代金以外に交付する種類・内容・額（交付基準を含む）	交付をルールとして定めていけば公表する	
	売買取引の結果等 (法第13条第5項第5号の表の六、省令第22条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※	開設者が定める時まで
日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※		開設者が定める時まで	
前月の委託手数料の種類ごとの受領額		月合計額	
前月の奨励金等の種類ごとの		「売買取引の条件」として	

	交付額	定めていなければ公表不要
事業報告書 (法第 13 条第 5 項第 5 号の表の五、省令 第 21 条)	貸借対照表、損益計算書	閲覧の申出があった場合、 閲覧させること

- ・公表はインターネットその他の適切な方法により行う。
- ・開設者及び卸売業者の両者の公表事項（表中※の事項）に関し、開設者兼卸売業者の場合は、開設者と卸売業者の連名による公表で差し支えない。

## 第 6 認定証の交付について

- ・知事は、法第 13 条第 1 項の認定をしたときは、開設者に対し、別記様式第 8 号で定める認定証を交付する。

## 第 7 検査員証について

- ・法第 1 4 条において準用する法第 1 2 条第 3 項の身分を示す証明書は、石川県職員証とする。

## 第 8 その他

- ・開設者は、知事の求めに応じ、開設者の業務又は財産に関する報告・資料の提出、立入検査に協力しなければならない。
- ・開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

### 附則

この要領は、令和元年 12 月 21 日から施行する。

### 附則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（要領第3の1、省令第17条第1項関係）

認 定 申 請 書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出  
法 人 名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

1. 改正前の卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場に係る改正卸売市場法附則第3条第3項の申請については、2、6及び7の事項の記載を省略することができる。
2. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目:

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 ( 年度)	見込み ( 年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況については、別添「 」のとおり

(記載上の注意)

- ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずる書類並びに②申請年



(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

別表

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会社からの繰出金			うち旧年度決算許可債分 (注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取組費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度  
の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を  
記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算し  
たものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

事業報告書  
（年月日から年月日まで）

開設者様

卸売市場の名称  
住 所  
卸売業者名称  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 以下の項目について、総会資料等により確認できる場合は、それによることが出来る。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員 の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴

(3) 役員及び従業員の状況

区 分	常 勤	人 数		平均年齢	平均勤続年数
		人	うち女性		
役 員	常 勤	人	人	歳	歳
	非 常 勤				
	小 計				



従業員	営業関係				
	事務関係				
	小計				
合計					
臨時職員年間平均雇用人 数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

#### (4) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	合計
総株主等の議決権の数 (A)								
保有する議決権の数 (B)								
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	% 100.00

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

## 2 卸売業務の状況

### (1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量	金額	委 託 手数料	数量	金額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数量	金額	販売 利益 (損失) 金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期対 比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

2. 花きの数量の単位は、本・鉢とする。

## (2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者個人	生産者任意組合	出荷団体	産地出荷業者	商社	他市場卸売業者	他市場仲卸業者	その他	合計	備考
	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
  - ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
  - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
  - ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
  - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
  - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、( ) に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送			
									数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均回 収日数	日		日		日		日		日		日	

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times 1/A$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と  
合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5) 受託拒否の状況

件 数	主な品目	拒否した主な理由

(6) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払いまでの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。  

$$\text{平均日数} = L \times 1/A$$

Lは、当該事業年度の日数  
Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値
2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(7) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に対応する 卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
	小計					
	小計					
合計						

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第2 経理の状況

(記載上の注意) 貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずる書類を添付すること。

認定事項の変更に係る認定申請書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において準用する同法第6条第1項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（要領第3の3、省令第27条第1項関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の（2）、3の（2）並びに4から7までの事項の変更のうち、第26条に定める軽微な変更に該当するものについては、第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



業務の休止又は廃止に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況  
(記載例) 月 日(休止又は廃止の30日以上前)から、市場内の掲示版に掲示するとともに、市場受付で周知文書を配布している。

(記載上の注意)

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 6 号（要領第 3 の 5、省令第 29 条関係）

中央卸売市場の認定申請に係る届出書

石川県知事 氏 名 殿

年 月 日提出  
名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで農林水産大臣に対して中央卸売市場の認定申請を行いましたので、卸売市場第 14 条において読み替えて準用する同法第 8 条第 2 項の規定により届出します。

（記載上の注意）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第7号（要領第3の6、省令第30条第1項関係）

運 営 状 況 報 告 書  
（ 年 月 日 から 年 月 日 まで ）

石川県知事 氏 名 殿

卸売市場の名称  
法 人 名 称  
法人番号：  
住 所  
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円

（記載上の注意）

1. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

（記載上の注意）当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

収支の状況については、別添「 」のとおり

（記載上の注意）当該年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類、若しくは別表を添付すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

（1）売買取引の結果等（卸売市場法第4条第5項第3号ロ（第13条第5項第3号ロ））

（2）売買取引の方法（卸売市場法第4条第5項第4号イ（第13条第5項第4号イ））

（3）決済の方法（卸売市場法第4条第5項第4号ロ（第13条第5項第4号ロ））

（記載上の注意）

1. インターネットを利用して公表している場合には、該当ページの URL を記載すること。
2. その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（（1）にあっては一例で構わない。）を添付すること。

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

(2) 卸売業者以外の取引参加者

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

1. 認定事項の軽微な変更の状況として報告する必要がある場合には、記載を省略することができる。
2. 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(3) 取引参加者以外の関係事業者

業種	業者数

(記載上の注意) 認定事項の軽微な変更の状況として報告する必要がある場合には、記載を省略することができる。

## 7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第 27 条第 2 項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第 4 号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第 1 号〕を添付すること。
3. 省令第 17 条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

## 別表

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助事業費		
地方債返債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会社からの繰出金			うち田年型減価償却分(注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業顕彰費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

## 地方卸売市場開設認定証

名 称

所 在 地

開設者の名称

開設者の住所

認定年月日 年 月 日  
及び認定番号 石川県指令生流第 号

卸売市場法第13条の規定により、地方卸売市場として認定済みであることを証する。

年 月 日

石川県知事





### 3 卸売市場関係各種手続一覧

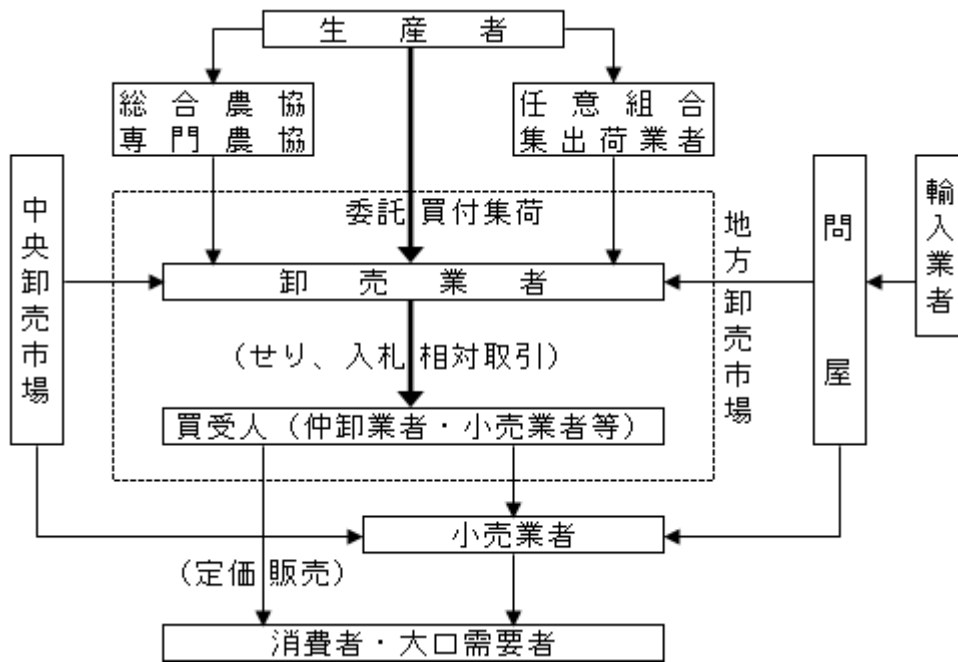
#### 地方卸売市場

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	受取機関	様式
開設の認定 (法第13条)	申請 (法第13条)	開設しようとする者	開設しようとするとき	知事あて	石川県 生産流通課	別記様式第1号
業務の全部又は一部の休止及び廃止の届出 (法第14条(第7条準用))	届出 (法第14条(第7条準用))	開設者	休止又は廃止しようとするとき	同上	同上	別記様式第5号
卸売市場の運営状況の報告 (法第14条(第12条準用))	報告 (法第14条(第12条準用))	開設者	毎年度経過後4ヶ月以内	同上	同上	別記様式第7号
名称変更等の届出 (法第14条(第6条第1項準用)) 1 認定申請書の次を変更する場合 ・開設者を変更する場合 ・卸売市場の位置を変更する場合 ・施設の名称変更又は施設の面積が10%超増減する場合 ・取扱品目を変更する場合(追加、変更、削除等) ・開設者の組織の人員が10%以上減少する場合 ・卸売業者を変更する場合 ・取扱品目において卸売業者が存在しなくなる場合 2 業務規程の次を変更する場合 ・卸売市場法第13条第5項第3号イ、ロ、ハの事項を変更する場合 イ 差別的取扱の禁止 ロ 卸売の数量・価格等の公表 ハ 取引参加者への指導等 ・卸売市場法第13条第5項第4号イ、ロの事項を変更する場合 イ 売買取引の方法の公表 ロ 支払期日、支払方法等の公表 ・遵守事項を変更する場合	届出 (法第14条(第6条第1項準用))	開設者	変更等をしたとき	同上	同上	別記様式第3号

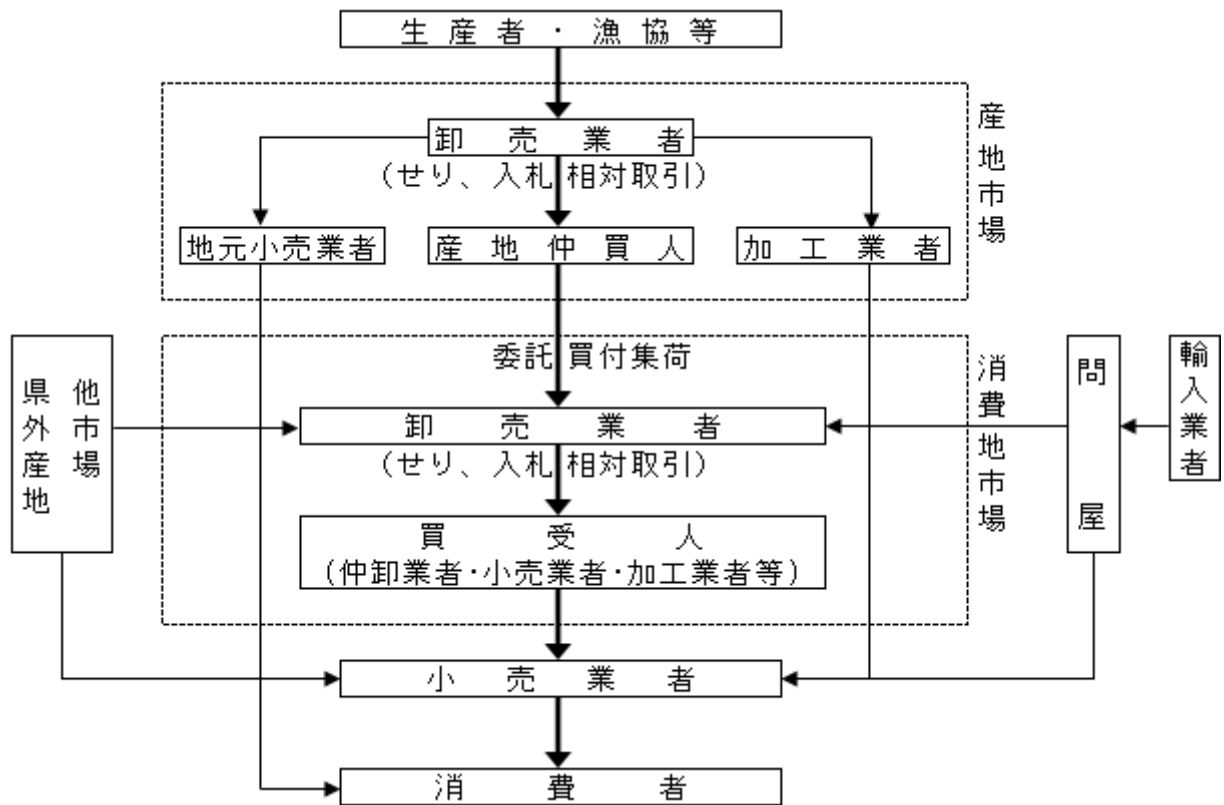
提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	受取機関	様式
認定事項又は業務規程の軽微な変更 (法第14条(第6条第2項準用)) 1 届出が必要な軽微な変更 ・開設者の名称、住所、代表者の氏名を変更する場合 ・卸売市場の名称を変更する場合  ※以下の軽微な変更については、毎年開設者が提出者する運営状況報告書に記載することで足りる。 2 認定申請書(別記様式第1号)の軽微な変更 ・施設の全体面積が10%以内の増減 ・取扱品目ごとの取扱の数量、金額に関する事項 ・卸売市場の業務の運営体制に関する事項 ・卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 ・卸売業者に関する事項(名称、代表者名、取扱品目の変更) ・卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 3 業務規程の軽微な変更 ・「名称変更等の届出」において申請が必要な事項以外に変更した事項	届出 (法第14条(第6条第2項準用))  届出	開設者  開設者	変更等をしたとき  毎年度経過後4ヶ月以内	同上  同上	同上  同上	別記様式第4号  別記様式第7号
中央卸売市場の認定申請に係る届出書 (法第14条(第8条第2項準用))	届出 (第8条第2項準用))	開設者	中央卸売市場の認定を行う時	同上	同上	別記様式第6号
卸売業者の事業報告書の提出 (法第14条(第12条準用))	報告 (法第14条(第12条準用))	卸売業者	事業年度経過後90日以内	開設者	開設者	別記様式第2号

#### 4 地方卸売市場における流通経路

##### (1) 青果物の流通経路図



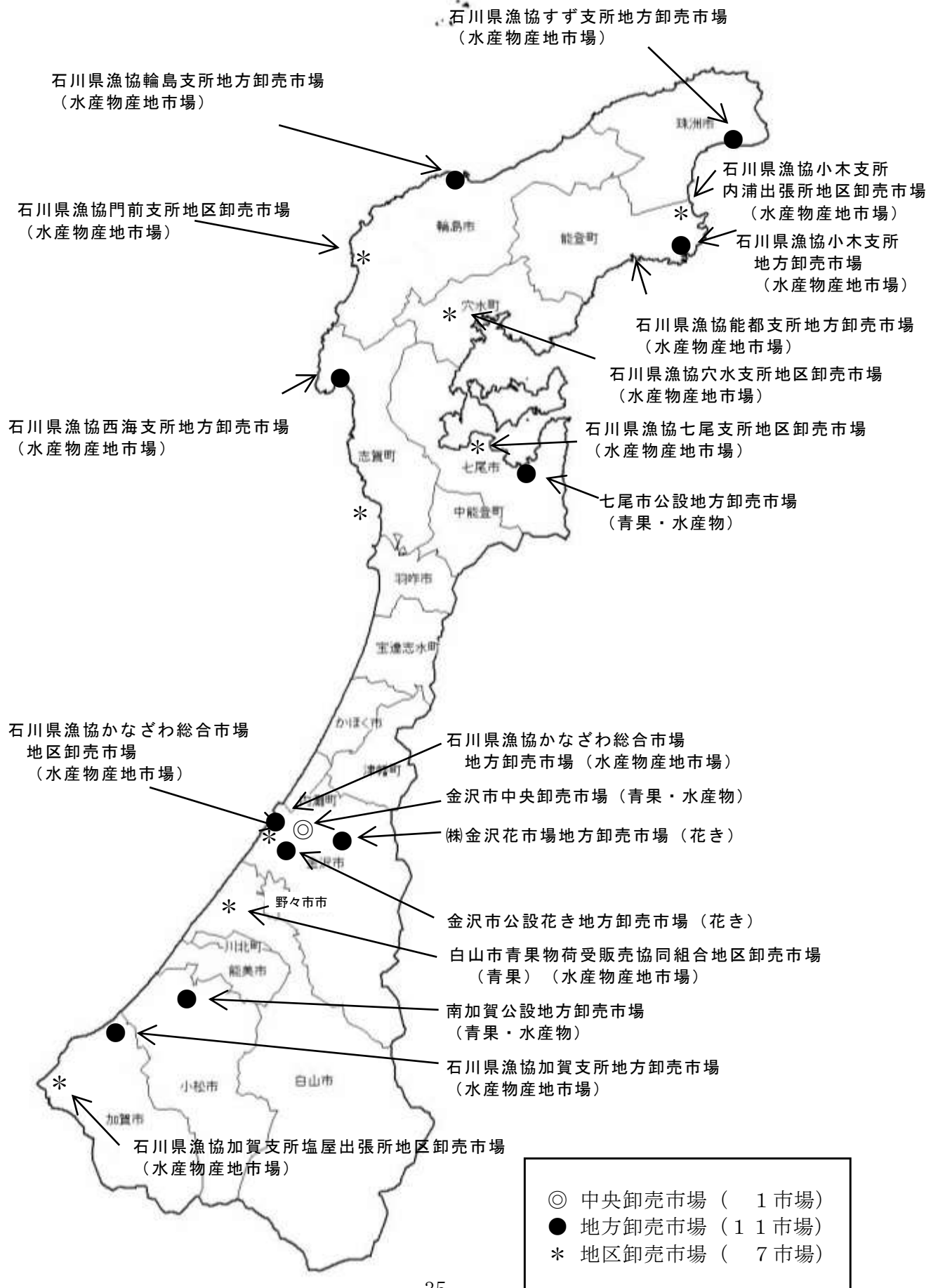
##### (2) 水産物の流通経路



5 県内卸売市場一覧表（令和3年3月現在）

区分	市場名 (開設者)	所在地	卸売業者名及び代表者氏名	取扱品目	電話番号	備考
中央卸売市場	金沢市中央卸売市場 (金沢市)	920-0024 金沢市西念4丁目7番1号 Tel (076) 220-2711	丸果石川中央青果株式会社 代表取締役社長 大西 信哉	青果	(076) 262-7158	
			石川中央魚市株式会社 代表取締役社長執行役員 辰村 剛	水産	(076) 223-1364	
			ウロコ水産株式会社 代表取締役社長 川邊 俊彦	水産	(076) 233-1925	
地方	南加賀公設地方卸売市場 (南加賀広域圏事務組合)	923-0841 小松市本江町ホ-1 Tel (0761) 24-6611	丸果小松青果株式会社 代表取締役社長 土井 克彦	青果	(0761) 24-6500	
			小松水産株式会社 代表取締役社長 福島 知朗	水産	(0761) 22-3831	
			永儀水産株式会社 代表取締役社長 永井 義久	水産	(0761) 24-2511	
	七尾市公設地方卸売市場 (七尾市)	926-0006 七尾市大田町111部25番地 Tel (0767) 53-4433	丸果七尾青果株式会社 代表取締役社長 宮本 規	青果	(0767) 53-7575	
七尾魚市場株式会社 代表取締役社長 青木 紀			水産	(0767) 53-7710		
卸売市場	石川県漁協能都支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0433 鳳珠郡能登町宇字出津ノ字 208-4	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 62-1321	
	石川県漁協小木支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0553 鳳珠郡能登町宇字小木 34-11	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 74-1144	
	石川県漁協すず支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-1204 珠洲市蛸島町ネ部 62 番地	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 82-1241	
	石川県漁協輪島支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	928-0075 輪島市鳳至町下町 166	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 22-1485	
	石川県漁協かなざわ総合市場地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0332 金沢市無量寺町ヲ-51	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(076) 268-1101	
	石川県漁協加賀支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	922-0553 加賀市小塩町コ-181	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0761) 75-1111	
	石川県漁協西海支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	925-0566 羽咋郡志賀町西海風戸ヌ-8-2	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0767) 45-1111	
	株式会社 金沢花市場地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0806 金沢市神宮寺 1-7-22	株式会社 金沢花市場 代表取締役社長 村松 慶一	花き	(076) 252-4611	
	金沢市公設花き地方卸売市場 (金沢市)	920-0051 金沢市二口町ニ-80-1 Tel (076) 220-2715	金沢総合花き株式会社 代表取締役社長 畑下 勲	花き	(076) 223-8711	
	農事組合法人 白山市青果物荷受販売協同組合 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	924-0885 白山市殿町 47	農事組合法人 白山市青果物荷受販売協同組合 理事長 平田 一二	青果	(076) 275-0057	
地区卸売市場	石川県漁協七尾支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	926-0172 七尾市石崎町 1-77	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0767) 62-2535	
	石川県漁協小木支所内浦出張所 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0602 鳳珠郡能登町宇字松波 10-119	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 72-0212	
	石川県漁協加賀支所塩屋出張所 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	922-0673 加賀市塩屋町ロ-71-甲	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0761) 73-8009	
	石川県漁協かなざわ総合市場地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0332 金沢市無量寺町ヲ-45-1	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(076) 268-3321	休止中
	石川県漁協門前支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-2166 輪島市門前町鹿磯 18-16	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 43-1537	休業中
	石川県漁協穴水支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0026 鳳珠郡穴水町宇字大町ロ-51-1	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原 丈光	水産	(0768) 52-1180	休業中

## 6 県内卸売市場位置図



## 令和3年度 石川県卸売市場の概要

令和4年3月発行

石川県 農林水産部 生産流通課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 (076)225-1621

ファックス (076)225-1624

E-mail e210300@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/nousan/index.html>